

## 九州西部地域大学・短期大学連合 産学官連携プラットフォーム事業推進協議会規約

### **(名称)**

**第1条** 本会は、九州西部地域大学・短期大学連合産学官連携プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）事業推進協議会（以下「事業推進協議会」という。）と称する。

### **(目的)**

**第2条** この規約は、プラットフォームに関する協定書（以下「協定書」という。）第4条に基づき、事業推進協議会の組織、審議、議決、運営等について、必要な事項を定めることを目的とする。

### **(構成員)**

**第3条** 本事業推進協議会の構成員は、別表1に掲げるプラットフォームを構成する各機関の長を持って構成する。

### **(会長、副会長及び理事)**

**第4条** 本事業推進協議会に会長、副会長及び理事を置き、会員の互選によってこれを選出する。

- 2 会長は、本事業推進協議会を代表し、会議を主宰する。
- 3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、副会長が前項の職務を代理する。
- 4 理事は会長及び副会長を補佐し、また会長により任命された事項について担当する。

### **(任期)**

**第5条** 会長、副会長及び理事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 会長及び副会長が、その任期中に、当該大学の役職を退任したときは、後任の役職が前任者の職を引継ぐものとする。その場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

### **(会議)**

**第6条** 本事業推進協議会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 本事業推進協議会は、原則として年4回以上招集する。ただし、緊急を要する事項があるときは、臨時に招集することができる。
- 3 本事業推進協議会は、原則として参考して行うものとするが、必要に応じて文書会議とすることができます。

### **(定足数)**

**第7条** 本事業推進協議会は、その構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

### **(審議事項)**

**第8条** 本事業推進協議会は、次の事項を審議する。

- (1) 協定、規約その他諸規程等の制定、改廃に関する事項
- (2) 組織、運営の基本方針に関する事項

- (3) 事業目標、計画の策定、点検・評価に関する事項
- (4) 予算に関する事項
- (5) 人事に関する事項
- (6) その他、会長が必要と認める事項

**(議案)**

**第9条** 本事業推進協議会の議案は、会長が提案する。

**2** 会長に事故あるとき、又は欠けたときは、副会長が代行する。

**3** 会長及び副会長がともに事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した理事が代行する。

**(議長)**

**第10条** 本事業推進協議会の議長は、会長をもってこれにあてる。

**2** 前条第2項及び第3項の規定は、本条において準用する。

**(議決)**

**第11条** 本事業推進協議会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

**(代理出席)**

**第12条** 本事業推進協議会は、構成員が出席できない場合は、代理をもって会議に出席させることができる。

**(陪席)**

**第13条** 本事業推進協議会は、プラットフォームを構成する各機関に所属する職員等を陪席させることができる。

**(意見の聴取)**

**第14条** 会長が必要と認めたときは、構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

**(専門委員会、ワーキンググループ)**

**第15条** 本事業推進協議会は、各種活動内容を具体的に検討・審議するため、専門委員会、ワーキンググループを置き、その種類は別表2の通りとする。

**2** 専門委員会及びワーキンググループの運営に関し必要な事項は、別に定める。

**(事務局)**

**第16条** 本事業推進協議会に事務局を置く。

**2** 事務局は、本事業推進協議会の事務を掌理し、本会の運営にあたる。

**3** 特に、中期計画の推進強化のため、前項の事務局と副会長校である西九州大学事務局と共同で「中計推進事務局」を置く。

**(事務)**

**第17条** 本事業推進協議会の事務は、事務局において処理する。

**(改正)**

**第18条** この規約の改正は、本事業推進協会が行う。

**(補則)**

**第19条** この規約に定めるものほか、本事業推進協議会に関して必要な事項は、別に定める。

**附 則**

- 1 この規約は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 ただし、別表 1において、国公立大学、地方公共団体、経済産業界の構成員については、それぞれ協定を調印した時点より加わるものとする。

**附 則**

この規約は、平成 30 年 9 月 1 日から施行する。

この規約は、令和元年 9 月 26 日から施行する。

この規約は、令和 5 年 9 月 25 日から施行する。

**別表 1（第3条関係）**

<私立大学・私立短期大学>

機関名	役職
長崎国際大学	学長
長崎総合科学大学	学長
長崎外国語大学	学長
鎮西学院大学	学長
長崎短期大学	学長
西九州大学	学長
西九州大学短期大学部	学長
佐賀女子短期大学	学長
九州龍谷短期大学	学長

<国公立大学>

機関名	役職
長崎大学	学長
佐賀大学	学長
長崎県立大学	学長

<地方公共団体>

機関名	役職
長崎県	知事

佐賀県	知事
佐世保市	市長

<地域経済界>

機関名	役職
長崎経済同友会	代表幹事
佐賀県商工会議所連合会	代表幹事

**別表2（第15条関係）**

<ワーキンググループ>

A. 教育改革プロジェクト

名称
Q S P科目群創出ワーキンググループ
人材育成・高大連携ワーキンググループ
リカレントワーキンググループ
短大系ワーキンググループ

B. SDGs推進プロジェクト

健康・福祉推進ワーキンググループ
地域産業振興ワーキンググループ
子ども育成ワーキンググループ

C. 国際交流プロジェクト

留学生支援ワーキンググループ
留学生交流ワーキンググループ

<委員会>

中期計画策定・点検評価委員会
----------------